

2014年(平成26年)3月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係るコンピュータ処理について
(答申)

2014年(平成26年)2月24日付けで諮問(第640号)された住民基本台帳に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、住民基本台帳ネットワークの運用に当たっては、操作者識別カード(ICカード)と暗証番号による操作者認証を行っている。操作者識別カードによる認証では、認証時に操作者本人しか知らない暗証番号を入力することで、なりすましの防止等のセキュリティ対策を実現している。その前提として、操作者識別カードや暗証番号は操作者が厳重管理しなければならないが、平成14年8月の住基ネット稼働以降、全国的に操作者識別カードの紛失事故が絶えない。

そこで、この操作者識別カード紛失の事故を防止し、よりセキュリティを高める必要があるため、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの指定情報処理機関である地方自治情報センターが認証方式の見直しを行い、紛失等の心配のない照合情報認証による操作者認証を行うことになった。

照合情報認証については新たに利用者から収集し、コンピュータ処理を行うこととなるため、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」の「第18条コンピュータ処理の制限」に基づき、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお照合情報認証とは、生体情報（手のひら静脈情報）に不可逆演算処理を施して得られる情報で、操作者認証のために使用する情報（以下、照合情報）を使用した認証のことをいう。

(2) コンピュータ処理する個人情報

ア 管理情報

職員番号，氏名

イ 照合情報

生体情報に不可逆演算処理を施して得られる情報

(3) 実施時期

2014年5月（予定）

(4) データ管理

データの管理については、新館3階サーバ室内に設置の住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバ（CS）で行う。

なお、サーバ室への入退室については、入室できる人員を制限し指静脈による個人認証を行うとともに、監視カメラにより厳重な管理を行っている。

(5) セキュリティ対策

照合情報認証では、生体情報の紋様や構造そのものを画像として扱うのではなく、特徴点や位置情報をデータとして認識するものであり、データから生体情報を復元または再生することはできない。また、生体情報読み取り装置とサーバ間のデータのやりとりは暗号化して通信する仕組みとなっているため、たとえ悪意のある者に通信を傍受されたとしても悪用される恐れはないと言える。

なお、本システムの運用にあたっては、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程に基づき、個人情報の保護ならびに安全対策を図る。

(6) 提出資料

資料1 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

住民基本台帳ネットワークの運用に当たっては、操作者識別カード（ICカード）と暗証番号による操作者認証を行っているが、全国的に操作者識別カードの紛失事故が絶えない。

そこで、この操作者識別カード紛失の事故を防止し、よりセキュリティを高める必要があるため、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの指定情報処理機関である地方自治情報センターが認証方式の見直しを行い、紛失等の心配のない照合情報認証に

よる操作者認証を行うことになった。

照合情報認証については新たに利用者から収集し、コンピュータ処理を行う必要がある。

(2) 安全対策について

実施機関では、次の安全対策を講じている。

ア データ管理

データの管理については、新館3階サーバ室内に設置の住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバ(CS)で行う。

なお、サーバ室への入退室については、入室できる人員を制限し指静脈による個人認証を行うとともに、監視カメラにより厳重な管理を行う。

イ セキュリティ対策

照合情報認証では、生体情報の紋様や構造そのものを画像として扱うのではなく、特徴点や位置情報をデータとして認識するものであり、データから生体情報を復元または再生することはできない。また、生体情報読み取り装置とサーバ間のデータのやりとりは暗号化して通信する仕組みとなっているため、たとえ悪意のある者に通信を傍受されたとしても悪用されるおそれはないと言える。

なお、本システムの運用にあたっては、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程に基づき、個人情報の保護ならびに安全対策を図る。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上

